

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第13回定例会・会議録

- 1 日 時 平成16年6月2日(水)
- 1 場 所 柏崎原子力広報センター(2F研修室)
- 1 出席委員 新野(議長)・浅賀・阿部・今井・金子・川口・佐藤・柴野・
高橋・田辺・武本・内藤・中沢・本間・牧・吉田・渡辺(五)・
渡辺(丈)・渡辺(洋) 以上19名
- 1 欠席委員 伊比・小山・中村・宮崎・丸山 以上5名
- 1 その他出席者 原子力安全・保安院 田中原子力安全広報課長
柏崎刈羽原子力発電所保安検査官事務所 木野所長
東京電力(株)佐竹原子力本部副本部長
東京電力(株)武黒柏崎刈羽原子力発電所長
柏崎刈羽地域担当官事務所 馬場所長
新潟県 原子力安全対策課 飯吉主任
柏崎市 市民生活部 山田部長
柏崎市 防災・原子力安全対策課 布施課長
刈羽村 企画広報課 吉越副参事
西山町 まちづくり推進課 徳永課長
東京電力(株)第一保全部 川俣部長
東京電力(株)広報部地域共生室 菅沼室長
東京電力(株)技術部 西田副部長
柏崎市防災・原子力安全対策課 名塚係長、桑原主任、関矢主査
柏崎原子力広報センター 鴨下事務局長(事務局・司会)

新野議長

柏崎原子力発電所の透明性を確保する地域の会第13回定例会をこれから始めさせていただきます。

前回の定例会以降の動きということで、県の方からご報告いただきたいんですが、お願いいたします。

飯吉主任（新潟県・原子力安全対策課）

前回定例会以降の行政の動きについて簡単に説明します。手元に1枚レジユメが配られていると思いますが、1つ目に、まず、「安全協定に基づく状況確認」ということで、4月9日と5月11日に月例の状況確認を行っています。これは月に1回、これまで県で単独で行っていたものですが、この4月から県、柏崎市、刈羽村で行っています。内容としては、その月の1号機から7号機の運転保守状況等の確認や、直近に発生したトラブル等の状況確認を行っています。そして、5月19日に2号機の格納容器漏えい率検査状況の確認、5月21日に平成15年度の運転保守状況の確認を行っております。これは毎年、年1回、前年度の運転保守状況を確認しているものです。

次に、2つ目ですが、「5号機の運転再開容認について」ということで、4月20日に東京電力から5号機の運転再開の要請がありました。そして4月21日に原子力安全・保安院から5号機の安全確認状況について説明を受け、4月27日に知事が、柏崎市長と刈羽村村長の意向を確認した上で、容認することが妥当であると判断し、その旨国及び東京電力に連絡しております。

以上です。

新野議長

ありがとうございました。

それでは、東電の方からのご報告をお願いいたします。

川俣部長（東京電力・発電所保全部）

東京電力の川俣でございます。

お手元に2枚紙を配らせていただきました。先回4月7日以降の動きということでまとめさせていただいております。

発電所の方は2号機を除きまして、現在、運転中でございます。先ほど、県の方からもご紹介ありましたが、5月19日、2号機の格納容器の漏えい率の検査を行っております。判定基準を満たしております。

それから先週の木曜日5月27日でございますが、停止中の2号機におきまして原子炉の自動スクラムの誤警報が発生したという事象が起きております。この件につきましては、昨日、その状況について発表させていただいておりますが、次のページをご覧ください。昨日、発表した内容でございます。今回の事象は、停止中に発生したものです。この警報が発生するような関連作業は一切しておりません。それから、この際、3回警報が発生いたしました。その後は発生しておりません。ということで、電気回路の偶発的な事象だというふうに考えております。

部品として絞り込みを行いまして、怪しいと思われる部品、これを交換することとしました。ただし、交換に若干手配の期間がかかりますので、2週間ほど交換を待つというよ

うな状況になっております。

簡単でございますが、以上です。

新野議長

ありがとうございました。

今の前回から以降の動きの中で委員から方から質問があれば、お受けしますので、お願いいたします。

ないようですので、(2)の方に移らせていただきます。原子力安全・保安院、東京電力への提言ということですので、それぞれの方、お席に移動していただけますでしょうか。

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

不正問題の総括といたしまして、原子力安全・保安院の方からご説明いただきたいんですが、総括の内容をご報告いただきたいと思います。

田中原子力安全広報課長(原子力安全・保安院)

原子力安全広報課長をしております田中でございます。

それでは、総括的なこれまでのいろんな反省の意味も込めた説明をさせていただきたいと思います。

恐縮ですが、座らせていただいて説明させていただきます。

まず、一言申し上げたいと思いますのは、原子力安全広報というものを4月1日付で担当するという課の課長になりまして、この地域の会というのを、動きをいろいろ伺っていましたので、ぜひ、前から一度出席させていただきたいと思っておりましたところ、このような形で説明の機会を与えていただいたということ、まず、お礼申し上げたいと思います。

お手元に原子力安全規制行政の信頼回復に向けてという横長の資料がございます。これに従いましてご説明させていただきたいと思います。

まず、1枚めくっていただきますと、東京電力による不正問題のポイントと課題の抽出ということがまず記してございます。この紙自体は、多分これまでもご覧になったことがあるものかと思いますが、東電問題のポイント、これはよくご存知のとおり、シュラウド等のひび割れに関して、自主点検記録に不正な記載があったと。また、原子炉格納容器の漏えい率検査において、不適正な行為があったということでございます。

そういう具体的な不正問題ということで、明らかになったのは、私ども保安院の課題ということでもあります。それが右に書いてございますけれども、このような問題をみずから発見といいますか、そういうものをきちっと見つけて正すということが結果としてできなかったということがございます。事業者に対する指導・監督が不十分であったと。また、この不正問題に関する申告というのは、かなり長い経緯がございまして、ほぼ最初のころ2年間にわたるいろいろな経緯というのを、私もちょっと当時は保安院にいなかったんですが、つぶさにもう一回記録とかを見てみまして、その間、対外的な公表というのを全くしない形で進めていたということもございまして、その処理のいろんな進め方というものもいろいろな問題があったということでございます。

では、それらの背景にあったものは何かということでございますが、事業者の方、これは後ほど、むしろここにおいでの方からご説明があると思いますが、国の課題としましては、事業者の自主点検、ここで不正が行われたわけでございますが、位置づけ

が結局不明確であったという問題がございます。また、運転開始後の健全性確認の方法も不明確であるという我々の規制制度が持っているいろんな具体的な課題というものもここに出てきたということでございますし、そもそもは申告の過程等を通して、保安院としての説明責任の自覚と申しますか、認識が不足していたという問題があるということかと思えます。

次のページへいただきますと、では、そこで何をしたかという規制の抜本強化の全体像ということがございますが、若干複雑な図を、また改めてここでご説明させていただくということは、ちょっと飛ばさせていただきます、こういういろんな従前、それから改革をという細かいいろんなのがあるということだけはよくご存知かと思えますので、むしろ3ページで、その改革と申しますか、新たな規制の考え方というのは、一体どういうものだったかということ、またちょっと別の整理をしてみました。

まず、一つございますのが、事業者の保安活動をいかに充実させるかという、またそれを国がきちっとチェックするということがポイントだったわけでございます。その最大の柱が事業者の品質保証体制を確立させるということです。また、従来、自主点検ということで必ずしも位置づけが明確でなかった定期検査というものを「定期事業者検査」という形で義務化したということがございます。また、10年ごとにやっております定期安全レビュー、これについても位置づけを明確にしたと。このような形で事業者の保安活動自体を非常にきちっとした、充実した形のものに持っていったというのが、まず1点ございます。

それから2つ目が、実効性のある原子力安全規制の遂行ということで、今回、3月に行いました保安検査でも、こういう手法をとったわけでございますが、抜き打ち的検査、決められたメニューで、決められたスケジュールでやるということではなくて、その場でこれを検査すると。一番重要と思われるものをいろいろ考えてやるような手法、そういう監査型検査、そういったものを取り入れると、導入するということを行いました。それからあと、特別検査指導官制度ということ、これは検査官のある意味では質を向上させるという意味もございまして、非常に経験を積んだシニアな検査官を特別検査指導官ということで任命いたしまして、こういう者が全国の事務所を回りまして、そこで行われている検査等のレベルアップを図るということをやっております。

それから次が、科学的、合理的、客観的規制の実施ということでございまして、非常にあいまいさがあつた規制というものを科学的、合理的、客観的なものに持っていったということでございます。その典型と申しますか、一つが健全性評価制度というものを導入したと。それから、事故・故障等の報告基準、通達等があつて、どこで国に報告すべきものなのかというのが不分明だったものを明確化したと。それからあと、工事計画の認可対象につきましても、これも明確化を図つたというような整理をいたしました。

次に、右側の項目へいただきますと、ダブルチェック体制の強化ということでございまして、これは原子力安全委員会のチェック機能というのを強化したということがございます。私ども保安院がいろいろ一次規制でやっている状況を定期的にまとめてきちっと報告するということが、今回しっかり位置づけられたわけでございます。それからまた、原子力安全委員会は、これまで私ども規制機関と申しますか、行政側を通じて報告を受けるといった形をとったわけでございますけれども、直接事業者に対する調査、これは電気事

業者だけではなくて、メーカー等についても必要であればそういう調査ができるということが強化されたわけでございます。

それから次に、これは規制体制のかなり大きな強化ということになるかと思いますが、独立行政法人の原子力安全基盤機構が設立されたということでございます。これは400人を上回る原子力の知識、それから技能等、かなりの能力を持った人を集めた、そういう組織をつくったということでございます。

それから最後が、この問題のある意味で発端にもなったわけでございますが、申告制度の運用がやはり不十分であったということで、これを改善いたしました。外部の有識者からなる「原子力施設安全情報申告調査委員会」というものを設置したと。それからまた、原子力安全委員会に対しても直接申告を行えるということになりましたし、あと、申告制度というのは非常に情報管理という意味では難しい面がございますが、できるだけ情報提供者に不利な形で情報が出ないことだけは十分留意しつつ、適当なタイミングで情報を出していくというようなことをすることにいたしました。

次のページへいただきますと、さらに若干その中でちょっと強調してお伝えしたい点を取り出してございます。特にここで申し上げたいと思いますのは、今の大きないろんな安全規制体制の強化ということを体制としては図ったわけでございますけれども、では、今一体何をするのかということについては、その定着化に私どもは最大の努力を払っているということでございます。その努力を我々が特に払っている柱立てがここにあるようなことかと思えます。

一つが品質保証体制、それから保守管理活動の確立ということで、保安規定に品質保証体制及び保守管理活動を導入するというところでございまして、これは東京電力の保安規定につきましても、5月24日に、この品質保証体制についても取り入れた保安規定を認可いたしました。それについては、この保安検査を通じて実施状況をチェックしていくということになります。これはもう今、実はちょうど保安検査を今やっている最中でございます。

次に、定期事業者検査制度と定期安全管理審査の導入ということでございまして、事業者には義務づけられた定期事業者検査の実施体制というのを独立行政法人がチェックするわけでございますが、それが定期安全管理審査ということになっているわけです。その結果について、またさらに保安院が評定を行うということで、既に玄海4号、美浜1号、高浜3号について、そういう評定まで終わったということでございます。今後、これに引き続いていろんなプラントの結果が出てくるということでございます。

それからあと、健全性評価制度と維持基準の導入ということですが、これにつきましては、圧力バウンダリ構成機器、炉心シュラウドの検査、き裂の評価、対策をして保安院へ報告と、こういう制度になっているわけでございますけれども、その際に一つ問題になりましたのは、再循環系配管に使われているSUS316のうちの炭素の少ないような材質を用いたものについての健全性評価のやり方というのが、必ずしも他と同じではできないという問題がありまして、これは引き続いて今検討しておりますが、実は昨日、保安院の中にごさいます委員会、小委員会でございますが、小委員会にある程度の方向性を示した報告書を提出いたしました。ということで、今後、これについては、間もなく明確な方向が出るのではないかと思います。

それでは次のページへいただきますと、あと、情報の透明化ということについての、私ども必ずしも規制側がやっている話ではございませんが、今一つの動きとしてちょっとご紹介したい点がございます。

それは軽微な事象も含めた情報の収集・提供体制の整備ということで、もう既にいろんな、これは東京電力だけではなくて、ほかの電力各社もそうなんです、非常にささいなトラブル等についても、その都度、いろんな形で情報を出していくということをやっております。

では、その軽微なもの自体が、個々が重要かという、むしろそういうことではなくて、そういうものを横断的に見て、どう活用するかと、そういう経験をどう活用するかというのが大変重要なわけです。その意味で、今、ニューシア（NUCIA）というシステムができておまして、それがコンピュータのネットワークで誰でも見られるような形になっております。私どもちょっとアクセスはしてみたんですけども、これからどんどんまた情報が積み重ねられていくと思います。そうしますと、そういう情報を横断的に見て、これからの安全対策の向上にまたいろんな角度で使えるんじゃないかという状況に今なってきております。

それから次のページが、これは若干私の原子力安全広報課ということで担当している話をちょっと何点かご紹介させていただきます。

6ページは広聴・広報活動ということで、いろんなことをやっているということでございますけれども、7ページを見ていただきますと、平易でわかりやすいパンフレットの充実ということで、この場で大変厳しい意見をいただいたということは十分伺っておりまして、ちょっとここでこういうのをお示するのは、非常にかえって問題かなという気もしたんですが、あえて示させていただきましたのは、多分こちらで出しておられる機関紙についても、一般の方にどう読んでいただくかというのは、いろんな工夫を考えておられると思います。実はこのパンフレットについても、私は実は個人的には、こんなものをつくるのかというのが実は正直な印象でした。これは実は若手と、それから実際にこういういろんな地域での広報に携わってきたエージェントといいますか、広告会社がこういうものでないと一般の人に読んでもらえないと、読んでくれないと、そのままごみ箱に捨てられるという話がございます、それで、一回こういうのも試してみようかということをつくったというのが経緯でございます。

その結果、では、これがどういう反応だったかというのを私どもアンケートもいたしました。それがちょっと下に書いてございますけれども、まず、3分の1の世帯の方が見たというふうに言っておられます。これは思ったより私は率が高かったかなと。新聞の折り込みというのをそんなに見る人はそういないのかなという感覚でいうと、結構見ていただいたかなと。内容を見た方の約6割が分かりやすかったということで、総合的にはいいという評価をしていただいたというのがございます。ちょっとこれだけ簡単に、一応事実としてのご紹介をしておきたいと思います。

次に、8ページへいきまして、定期的な広報誌の配布ということで、これから四半期に1回ぐらい私ども保安院の活動をニュースとしていろんな方にお伝えしたいということで考えているわけですが、今年の3月にここにあります「国がチェック」というような広報誌を配布させていただきました。これもいろんなことを考えて、実はちょっとチェックマ

ンはやり過ぎだったかなと思ひまして、もうちょっと抑えた形で、ただ少し漫画的なものを入れたり、会話形式にしたりということで、こういうものもつくってみました。

これについても、今後、実はいろいろと次のやり方も検討しております。同じようなものをつくっていったいいいのか。もっと違う形にするのかというようなことも、これから考えながら進めていきたいというふうに思っております。

次の9ページにさせていただきますと、これは安全広報課を4月1日につくりましたという趣旨のものでございます。実は私ども経済産業省のかなり大きな組織を見ても、広報と名のついている課は、大臣官房に1つあるだけでございます。私の課を除くとですね。実はエネ庁にもございません。そういう意味では保安院としては、今回の東電問題の反省を込めて、この広報ということにはこれから相当力を入れていきたいという思いで取り組んでいるという、その辺をご理解いただければと思います。

原子力安全地域広報官につきましても、これもある意味でちょっと新しい試みとして今回配置したわけでございます。4月1日付でこの隣におります木野所長を原子力安全地域広報官ということで兼任発令したわけでございますけれども、他の地域については、5月に福島県、福井県、青森県それぞれ配置をいたしました。

所長の兼任ということになると、どういう違いがあるのかということをお我々も実は正直言って考えました。これは内部でもいろんな議論があったんですが、やはり所長ということであれば、それは所長業務の延長線で、所長としてやった任務を対外的に説明するという、やはりどうしてもそういう役割がどこかで制約として出てくるのではないかとというふうに考えたわけです。広報官という名前をつけた段階で、それはもう役割は全く変わります。まさに広報を担当するということになりますので、要するに事務所長の役割をある意味で超える、それとまた別の意味合いを持つ、そういう立場になるというふうに思っております。本来であれば私ども専任でつけたいということではあります。若干そういう政府の人員といいますが、かなり制約がございます。今後、そういうことも考えたいとは思いますが、少なくとも当面はこういう兼任ということにさせていただきます。ただ意識は、事務所長という立場ではなくて、いろんな場で広報官という立場でやっていただきたいということでございます。

次に、10ページに、今、取り組んでいるものの例として、原子力エネルギー安全月間を通じた活動というのがございます。これは5月がこの原子力エネルギー安全月間でございますが、この月間に私ども保安院の管理職以上の職員が全原子力事業所を訪問するというようにしております。実は5月では日程スケジュール調整等がうまくいかず、まだ全部終わっておりません。6月の後半ぐらいまでずれ込んで、ようやく終わるというふうに思っておりますが、その際には、私ども規制機関として、こういう場でもご説明させていただきます。意外と事業所の職員の方に直接、今、保安規制はこうなっているということをおきちつと説明させていただきます。そんなにはございません。所長さんとか、そういう方とはいろんな機会はあるわけでございますけれども、ですから、この月間にそういう私どものある意味の一つの説明責任というのを事業所の職員の方に対してちゃんと果たすということで、講演をするということをしております。また、あわせて現場従業員の方との意見交換会、それから協力事業の従業員の方との意見交換会というのをおあわせて開催するというようにしております。

さらに、それが終わりました後、できるだけ地元プレスの方との懇談会もあわせて行うというようなことで、この月間行事を進めております。

それから次は原子力安全規制に関するその他もろもろトピックということで、これは木野広報官の方から説明してもらいたいと思います。

木野所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所長）

ご挨拶おくれましたが、毎回出席させていただいているので、ご承知いただいていると思いますが、保安検査官事務所長であり、4月から広報官を務めております。

では、座って説明させていただきます。

トピック3点書いてございますが、大体プレス発表なりでご承知のこととは思いますが、まず、1点目が原子力総合防災訓練につきまして、これは年1回、全国で1カ所、発電所を選定して実施する国と県との合同の総合防災訓練でございます。昨年は九州電力の玄海で実施したわけですけれども、今年度はご承知のとおり、11月の初旬ということで、柏崎刈羽で実施いたします。当日、もちろん全面公開ですので、ご見学も自由にできますので、ご興味あれば、いらしていただければと思います。

それから2つ目が、物品搬出問題です。これにつきまして4月28日で東京電力から報告書をいただいたわけですが、まさに先ほど紹介いたしましたように、今回の保安検査で実施状況をフォローアップすることにしております。この結果もまた当然プレス発表されるということになってございます。

それから3つ目は、本省の動きで、例のクリアランスレベルの議論ということでございまして、今年の夏を目途に廃棄物安全小委員会で報告書を取りまとめて、所要の法改正等の手続を含め制度の整備に向けた検討を実施するというところでございます。

あと、ここに書いてございませんが、例えば、先ほどの広報官で、実際では何をやったのかということもあろうかと思っておりますので、多少紹介させていただきますが、5月の中旬にプレスとの懇談会第1回というのをさせていただきました。1時間半か2時間ぐらいお話しさせていただいて、いろいろご要望も承っておりますが、これを定期的に月1回とかやらせていただいて、少しでも皆様にご理解をいただければという試みを実施してございます。

あと、ホームページを定期的になるべくいろんなトピックを掲載して更新しておりますが、多分余りまだごらんになった方はいないとは思いますが、そういった地道なことも実施させていただいております。

以上でございます。

田中原子力安全広報課長

それでは最後のページをごらんになっていただければと思いますが、私どもいろいろ広報ということで取り組んでいるわけですが、ただ、私個人的には広報という用語は余り好きではありません。ですから、広聴・広報というふうに使っておりますし、さらに言えば、むしろコミュニケーションというふうに言った方がよりいいんじゃないかというふうに思っております。

コミュニケーションをやるときの基本的な考え方というのは、情報の透明性をどう図るか。また、どういうふうなそういう、透明といっても、それがえらい手間のかかった透明ではダメなので、いろんな形でアクセス可能な、アクセスを容易にするというのをどうや

っていったらいいのかというのを思っておりますし、それから、このコミュニケーションというの、こういう場にお呼びいただければ、どんどん来たいと思いますけれども、呼んでいただくのを待っているのでもいいのかなというの、正直なところあります。

ですから、そういうコミュニケーションについても、実はどうやっていったらいいのかというのは、いろいろ考えている状況でございます。むしろいろんなご示唆をいただければ、そういうものを本当に真剣に考えて、これから新しいコミュニケーションの図り方というのを我々規制機関として考えていきたいというふうに思っております。

そういう中で、何とか、私どもが最終的に実現したいのは信頼の獲得というふうに思っております。安心というところにつながるかどうかは、これは私どもが余り申し上げることではなくて、それをどう受けとめていただけるかということかなと思っておりますが、とにかく信頼いただける規制機関になるというのを今の最大の課題にしております。

以上で説明を終らせていただきます。ありがとうございました。

新野議長

ありがとうございました。

ここで質問をしないで、東電さんにまたご報告いただいて、その後で質問ということにさせていただきます。

東京電力さん、申しわけないんですが、できるだけ短縮でお願いいたします。

武黒所長（東京電力・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所長の武黒でございます。地域の会の皆様には、今日のような定例会の場だけでなく、発電所にもお越しいただきまして、いろいろ貴重なご意見をいただいておりますことを、まず御礼を申し上げたいというふうに存じます。

私どももいただいたご意見はもとより、声にはならない視線のようなものも私どもなりにしっかり受けとめて、緊張感を持って、よりよい発電所の運営に努めてまいりたいと思っております。

本日はお時間をいただいてお手元の資料に沿った形で、柏崎刈羽原子力発電所の取り組みにつきましては私から、そして福島や本店も含めました全体的な取り組みにつきましては、隣の佐竹からご説明をさせていただきたいと存じます。

それでは恐縮ですが、座らせていただきたいと存じます。

2枚目の右肩に2と書いております、1枚めくっていただきますと、設備の点検・補修の経過という号機別の状況をお示ししております。

シュラウドの点検につきましては、順次、当時定検中の3号機に加えまして1号、2号と停止して点検を行ってまいりました。最後の5号機の点検を終わりましたのが今年の6月末でありまして、約10カ月を要して徹底した点検に努めてまいりました。

また、再循環配管につきましても、各号機の点検を進めてまいりましたが、途中点検範囲を追加して、結果的には今年の11月までという点検を行って、またその後の必要な補修などを進めてまいりまして、本年4月によりやく補修作業は終了するという状況となっております。

また、この間、不祥事の再発防止対策として、品質保証システムの改善、あるいは企業倫理の確立、安全文化の定着、情報公開の徹底といった取り組みについても鋭意努力してまいりまして、これらの状況につきましては、節目ごとに、この会、あるいは地域の皆様

にも説明会などを通じてお話をさせていただいてきた次第でありまして、それらの経緯につきましては、皆様もご承知かと存じます。

3 ページ目に移らせていただきたいと存じます。ここでは今後のシュラウドの点検・保守計画を示しております。

これまで経過観察することといたしてありました下部リングの「ひび」につきましては、次の定期検査でその状況を再確認し、その後は2 回に1 回の頻度で点検を行う予定としております。

また、「ひび」を取り除きました中間胴、サポートリングにつきましては、次回の定期検査でその状況を確認いたしますが、その後は1 0 年に1 回の頻度で点検を行う予定にしております。

また、今回の点検で「ひび」が確認されなかったその他の箇所についても1 0 年に1 回の頻度で点検を行うことにいたしてしております。

それから、中間胴の部分は、放射線の中性子により照射の影響もありまして、「ひび」の発生の可能性が他よりも高いというふうに思われますので、今回の補修を通じて実績のあります高圧の水ジェットを吹きつける表面応力の緩和策など、応力腐食割れの防止対策を計画的に進めることといたしてしております。

ページめくっていただきまして、次の4 ページでは、再循環系配管の今後の点検・保守計画について述べさせていただいております。

再循環配管につきましては、これまで取り替えて応力腐食割れ対策を施した箇所につきましては、従来どおり1 0 年で全溶接箇所の2 5 %を点検するという当初の点検の計画を考えております。

その他の溶接箇所につきましては、今回、ご説明してまいって実施しております5 年間で全溶接箇所を点検するということに加えまして、高周波誘導加熱などを使いまして予防・保全対策を計画的に実施していく予定としております。

同時に今後の点検・保守に当たりましては、圧力抑制室への異物混入の教訓を生かしまして、現場の環境整備などを十分に配慮して進めてまいりたいと考えております。

5 ページでは、この地域の会でもご指摘をいただきました「放射線管理区域からの物品搬出」の対策をお示ししております。

この件につきましては、搬出可能な物品の区分が不明確で、またルールもあいまいであったとか、あるいは工事所管箇所の関与が十分でなかったといった品質マネジメント上の問題があるというふうに保安院からもご指摘をいただいております

具体的な対策は、次のページでご説明させていただきますが、再使用品以外は取り扱いが明確になるまでは構内で保管するなど、ルールをさらに一層明確にした上で、当社の管理を厳格にいたしてしております。

この問題では、放射能の検出されたものが搬出されたことがなかったとはいえ、協力企業の皆さんにいろいろな迷い、あるいはご迷惑をかけていたといったことに見られるように、現場の作業管理あるいは現場管理のあるべき姿を徹底するという点も含めて、私どもの品質マネジメントシステムを継続して改善していく必要を改めて強く感じた次第でございます。

6 ページでは、その具体的な対策例をご紹介します。今回の対策を策定す

る段階では、協力企業の皆様のご意見をいただきながら進めてまいりました。搬出に限らず発電所の中の仕事は、当社だけでなく5,000名の仕事、あるいはルールとなるものが多いので、こういった協働作業を進めていくことは大変重要だと思っております。

また、そのルールをよく理解していただくこともそれ以上に重要なわけでありますので、説明会などの機会を増やしたり、あるいはパンフレット、ビデオといった説明用のツールをわかりやすいものにしていくことも大事だと考えて、今回もそういった取り組みを心しておるところでございます。

ルールそのものの特徴的な点は、この下の方の写真であります。管理区域から出るところと、それから構内の保管場所での管理、あるいはこれらの記録の方法、内容などを明確にするとともに、それに伴う厳格な仕組みに変更いたしました。

こうしたルールや運用の変更につきましては、現在実施されております国の保安検査の対象ともなっておりますので、そこでのご指摘や、あるいは現場で実際に作業されている皆様方のご意見を伺いながら、なお一層よりよい管理方法を模索する姿勢で今後も臨んでまいりたいと思っております。

次の7ページでは、今申し上げました物品搬出の問題に加えまして、昨年ありましたサプレッションプールの異物問題、こうしたことは、繰り返しになりますが、発電所の品質マネジメントシステムを継続して改善していく必要性を強く感じさせる大変象徴的な事柄だったと受けとめております。

こうしたことを踏まえまして、現在、ISO9001の認証取得に向けて準備を進めております。また、この機会に通常の日常の業務を足元から見直して、本来あるべき姿をよく認識するとともに、これをルールとして明確化する。そしてその実践状況を具体的な目安を設定して確実にフォローしていく。それによって、また必要な改善を明らかにしていくという、いわばよく言われるPDCAを回すといった取り組みを強めているところでございます。時間がかかるものもあると思いますが、常によりよいものを目指して改善していくという姿勢をこれからも大事にしていきたいと思います。

その意味では、このお手元の図にございます三角の体系は、これは文書の体系だけを示しておりますが、一番大事なことは、品質マネジメントシステムでは、繰り返しになりますが、PDCAを回して継続的に改善をしていくということだと考えております。

8ページ目に移らせていただきたいと思います。こちらでは異物問題を契機に、自分たちの目で現場の実態をよく見て、改善をする活動を進めてまいりました。

ご案内のように、協力企業さんと合同の改善推進チームによる改善のための活動、あるいは発注者と受注者の壁を取り払う、コミュニケーションを強化する活動などを通じて、少しずつですが、責任感、一体感も生まれつつあると思っております。

また、こうしたことに加えまして、品質保証や安全管理を充実させるために、発電や保全といった実際の現場をあずかる部署に対して、社内第三者的な立場から検査の立ち会いやチェックを行う品質・安全部を去る1月に設置いたしました。

同時に、こうした体制変更に関連しまして、保全業務全般をあずかる部門では、他部門や社外からの要員を増強しまして、より現場に密着したきめ細かに管理を行えるような体制を整備してまいりました。今後もこうした改革及び体制強化につきましては、人材を惜しまずに取り組んでまいりたいと思っております。

また、今後の定期検査では、より現場に密着した管理が行えるよう、プラントの建屋内に保守部門の事務所を設置する予定としておりまして、こうした現場を重視した管理体制を指向して、現場のアイデアを生かした取り組みを展開してまいりたいというふうに考えます。

佐竹副本部長（東京電力・原子力本部）

原子力本部の副本部長をしております佐竹でございます。

この9ページからご説明をさせていただきます。

私ども東京電力の原子力発電所を皆様に再びご信頼を頂戴できるようになるための必須の条件として、基本は情報公開の徹底というふうに認識をしてございます。トラブルの情報ですとか、あるいは運転・保守にかかわる様々なデータ、情報につきまして、これまでも積極的に公表をさせて頂いてまいったところではございますけれども、今年の11月から私どもの公表のやり方について大きく変えさせていただきました。

(1)に、情報公開の徹底として、公表の区分、事象の概要、その方法等を表としてまとめさせていただいております。その事象の起こった事柄の重要度によりまして、このように区分をしてございますが、基本的にはすべての情報を皆様にご覧いただけるように公表をさせていただいているところでございます。これは私ども発電所のホームページ等にもきちんと公表のデータを記載させていただいております。

また、今回もこのような機会を与えていただきましたけれども、この地域の会をはじめとした地域の皆様方からの様々なご意見も頂戴しながら、私どもの情報のご提供、あるいは公開のあり方について、さらにより良いものになるようにしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、発電所が発電所として単独にということのみならず、本社と連携をいたしまして、原子力部門全体でこの原子力発電所の本当の意味での再生ということが可能になるようにということで、(2)に若干写真を載せてさせていただいておりますけれども、原子力再生活動というのを取り組んでございます。具体的には私ども原子力部門全般の仕事のやり方、業務プロセスとその進め方の改善を進めるという、そういう横断的な組織的検討と、そういう改革を進めるに当たって中心となる人づくりということでリーダーシップ開発研修というものを進めているところでございます。

いずれの取り組みにつきましても、社長以下経営層の強い指導力を発揮して、外部のコンサルタントの指導も受けながら、あるいは様々な形で外部評価も頂戴しながら、若干時間をかけて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、10ページごらんいただきたいと思えます。この再生活動の一環といたしまして、私ども原子力部門の組織のあり方についても検討を進めてまいったところではございますけれども、この7月から、原子力にかかわる本店の組織及び発電所につきましても変更することとしてございます。

原子力部門全体の関連部門を含めた組織の有り様については、この絵に表させていただいておりますけれども、原子力部門全体としての品質保証、それから安全確保の一層の充実、さらに実際に仕事を行う発電所の仕事の進め方、人の手当て等を支援する、その強化、また、これまで立地本部、あるいは原子力本部と2つの本部でございましたけれども、それを一体といたしまして、地域共生への取り組みを推進してまいりたいと、このような観

点から、新たに原子力・立地本部というものを設置することにいたしまして、これにあわせて、この絵の下半分にございますけれども、社長以下の原子力・立地本部長のもとに、品質保証の体系と同様に本店と発電所を位置づけ、その業務分掌の見直しを順次進めているところをございます。

また、発電所におきましては、一番大事なことはやはり先ほど武黒からも申し上げましたけれども、実際に作業が行われる現場ということでございますので、その現場に対する発電所のトップの目が、よりきめ細かく行き届くようにという観点で、発電所の内部ではございますけれども、ユニット所長というような形で、より現場に密着した運営管理が行えるような体制をこの7月に合わせてとりたいというふうに準備をしているところをございます。

このような私どもの再発防止の取り組みにつきましては、その意味ではまだ道半ばではございますけれども、その取り組みの内容、あるいは状況につきまして広く皆様方にお知らせ、あるいはご説明をさせていただき、また、ご意見を頂戴しながら、この改善活動、改革というものを進めてまいりたいと考えているところをございます。

なお、最後になりますが、これまでご当地でお世話になっておりました武黒所長も6月末からこの新しい原子力・立地本部の副本部長として原子力部門全体を統括する立場となります。私も引き続きこの原子力・立地本部の副本部長ということでございますので、引き続き私ども本社とそれから発電所が一体となって地域の皆様から再びご信頼をいただけるように、また、私ども自身、原子力部門の品質・安全のレベルを高めて、世界一流の発電所になるという誓いを胸に、再生に向けて全力を尽くす所存でございますので、今後ともさまざまなご教示、あるいはご指導を賜りますようお願いを申し上げさせていただきます。

どうもありがとうございました。

新野議長

ありがとうございました。

意見交換に本来引き続き入ればいいんですけれども、先回5月、あえて非公開にさせていただいて、委員の方の思いをいろいろ語っていただく機会を設けました。その中で私たちはちょうど1年ぐらい活動を続けてきたわけですけれども、いい節目であるので、ぜひ、提言をとということで、ここ1カ月ぐらいは提言させていただく文章を取りまとめることを何回か修正を加えながらしてまいりましたので、その提言書をまず出させていただいて、その後、意見交換、質疑応答に移らせていただきたいと思います。

本来でしたら、これ、セレモニーにするつもりでございませぬので、立って直接お渡しするような形をとりたいんですが、内容を読ませていただいて、後ほどお渡ししたいと思います。

ちょっとかけさせていただきます。

では、経済産業省の原子力安全・保安院さんの方からいたします。

経済産業省原子力安全・保安院、院長 佐々木宜彦様、柏崎刈羽原子力保安検査官事務所、所長 木野正登様。柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、会長 新野良子。

私個人ではなく、当然これは総意ですので、次のことを提言させていただきます。

1年間を総括しての提言。

地域の会は、東京電力の不正問題をきっかけに柏崎刈羽地域における原発に賛成、反対、中立の立場の委員24名で発足しました。従来ならば賛否の意見を持つ両者が同席して継続的に議論することなど考えられないことでしたが、こうしたことを乗り越えて会が発足したことは、この問題を市民がいかに深刻かつ重大に受け止めていたかを認識しなければなりません。

会では、この1年間、シュラウドや再循環系配管のひび割れ問題や新たな原子力安全規制制度など何度も説明を受け、発電所の現場を確認し、意見交換をしてきました。

最後の2号機の運転再開を迎えて、1年間の総括の意味を込めて会で意見交換を行いました。

ここに委員の意見の共通項をまとめ、下記のとおり提言いたします。

記、1、国の原子力行政について、国民及び地域住民が納得し、信頼できるような体制とすることを求めます。

2、規制当局と被規制者である事業者とのあり様が国民の目に見えるよう透明性を確保する仕組みにしてください。

以上です。

次に東京電力さんなんですが、前文はほとんど同じ内容ですので、ここで省略させていただきます。

東京電力株式会社代表取締役社長 勝俣恒久様、柏崎刈羽原子力発電所長 武黒一郎様、同じく会長 新野良子。

記、1、発電所内での全ての事は東京電力が責任を持つべきもので、体質改善を継続すべきであります。発電所で働く全ての人たちが、地域に信頼される発電所を目指して全力で取り組まれるよう求めます。

2、東京電力が自身で立てた再発防止策は地域への約束であり、引き続き真摯に取り組まれるとともに、進捗状況を定期的に地域住民に説明されるよう求めます。

これは後ほど差し上げたいと思いますので。

この提言を一応させていただきましたけれども、これはあくまでも前文の最後の方にございますように、私たちはいろんな立場の者が集っている委員会ですので、共通項でしかあり得ないわけですね。個々にはそれぞれまだ言い足りない部分がございますし、個々の委員の質問や意見がございますので、これから質疑、意見交換の場にさせていただきたいと思います。

委員の方、時間がもう1時間程度だと思っておりますので、なかなか最初スタート厳しいでしょうが、どなたかからご意見あれば、お願いいたします。

本間委員

今、保安院さんと東電さんから話を聞いて、いつも前半非常に眠たい時間を過ごすわけですが、全部話したら切りがないので、保安院さんの方のお話を聞きながら、ちょっと今思ったんですけれども、保安院というのが事業者、東京電力の規制を行ってということが出てきたと思うんですけれども、今、話を伺うと、一生懸命パンフレットをつくって、この前、このパンフレットについては、この中で非常に酷評を浴びたわけですが、6割は評価したというのは、ちょっと驚きなんですけれども、保安院の仕事の本質と

というのは、保安院の仕事を市民に宣伝することではなくて、原子力発電所の安全な運転を確保するためのいろいろな活動をやることだと思うんですね。その活動をきちんとやれば、おのずと市民は、保安院は頑張っていると、思うわけですがけれども、それがなくて、今までの国の宣伝というのはいつもそうですけれども、内容がなくて、ひたすら安全に配慮していますとか、きちんと規制していますとかといっても、非常にうつろな言葉になるんですね。

問題は、保安院がでは本当にそういう規制機関として力を持っているかどうかということを検証しないといけないと思うんですけれども、例えば、今話題になったというか、このところ問題になっている放射性物質の持ち出しの問題一つにしても、11ページでトピックスの一つで書いてありますけれども、この前まで、この会でも出ましたし、具体的な証言がかなりたくさん出て、非常に生々しい話が皆さん想像できるような状況で出ているわけですよね。それに対して保安院が、例えばその後1人でも実際に会ってどうだったのか、それが事実なのか等、つっこんで検証したのかどうか伝わってこないというか、多分していないんだと思うんですけれども、それで、東電の新しいプランで納得しましたというような形で言っても、全然市民と申しますか、少なくとも私は納得しないと言いますか、納得していないんですけれども。それは提言の中にもちょっと入っていますけれども、保安院が本当にそういう意味で核心に迫った問題の解明とかができるのかどうかというのを、非常に強く思っています。

新野議長

ちょっと補足させていただくと、チェックマンの、私たちの中で大分、酷評という言葉が出ましたけれども、あれは絵が幼稚だとかという内容ではなく、本質的に内容だったと思うんですよね。前段の総括がなくて、そして変えられた機関をすごくPRするという前に何か落ちていませんかということとか、要するにリスクが全く入っていないとかという、そういう内容に対する意見だったかと思うんですが、今のご発言に対して。

田中原子力安全広報課長

十分なお答えになるかどうかわかりませんが、今いただいたご意見について、基本的には私どもいろんな反省すべき点、十分受けとめていきたいと思いますが。ただ、チェックマンと言いますか、私ども、まず、広報誌をつくれればいいというふうには基本的に思っておりません。先ほど冒頭でも申し上げましたけれども、コミュニケーションというものを、規制機関がこういうことをやっている。また、それに対して、どういうご意見をお持ちなのかというのを聞いて、また、規制のやり方を変えていくというような、そういうコミュニケーションをどうつくっていくかが一番重要だというふうに思っております。

ただ、その過程で、やはり私どもがやっていることを知っていただく必要があると。まさに東電問題の前は規制業務だけをしていればいいというのが保安院の一つの姿勢であったかと思えます。規制内容そのものについては力不足というご指摘も今あったわけですがけれども、ただ、それだけではなくて、規制業務の充実を一層図るとするのは当然のことながら、さらに何を実際に保安院はやっているのかというのを知っていただくための努力というのを、説明する努力というのをこれからしていかないとだめだということ、私ども東電問題を通して認識いたしまして、そのためのある意味で試行錯誤的な努力が先ほどの厳しいご指摘をいただいたチェックマンでもあるわけです。

チェックマンについては、内容を相当絞りました。あえて絞りました。要するに維持基準、ひびが入っていて大丈夫というの、何のことだということ、やっぱり一般の方でかなり疑問に思っているというのがありましたので、まずそれに何か答えられないかということを考えてわけです。より詳しいものは、ホームページにもございますし、本当にそういうのを積極的に知りたい方は、いろんな形で知っていただけるというふうに考えまして、それもまだ十分でないところがあるかもしれませんが、そういう詳細なもの、みずから情報にアプローチされる方への対応と、そうではなくて、何か新聞報道だけ見て、その記事に不安を感じている方にどう情報を届けるかという、私どもいろんなやり方というのを考えた末に、一つこういうものをつくってみたというふうに、これはご理解いただければと思います。

それから、先ほどの放射性物質の問題でございますけれども、これにつきましては、今、私どもの中に特別調査課というのがございます。これは告発を担当している課でございますけれども、ここで今いただいた申告をもとにいろいろ調査をしております。実はそのやり方等については、私ども保安院の内部にいても一切情報はございません。ですから、そこできちっとご説明できるようなことを進めているというふうに、私は信じますけれども、ちょっと残念ながらこの場ではご紹介する情報はないということでございます。

新野議長

ありがとうございます。

ほかに。

佐藤委員

ちょっとお伺いします。東京電力から今、説明をいただいたことなんですが、4号機というのは比較的新しいということで、実は再循環配管の点検もたしか簡単にして、さっさと立ち上げたように記憶しているんです、私の記憶が間違っていなければ。そういうことから、今後どんなふうな形でこれが点検をされていくのかということが1つと、もう一つは、ここにある4ページですか、今回、取り替えた応力腐食割れ対策はということで、10年で全溶接線の25%を点検するというものですから、これは従来の考え方に戻るということで、何もなかったとすれば、全部がこういう形でいくと、全部一回りして見るのは40年で、今までであれば、原子炉が終わりになるまでの間に1回だけ見るというようなことだったと思うんです。それに比較して、2番では、それ以外の箇所については5年で全部見るんだということになると、この1番と今度新しく取り替えたのとは、若干矛盾するんじゃないかという感じがするんですね。2番の方は、今後5年間で全部見てしまうというわけですね。取り替えた部分については、言ってみれば40年で全部見るという、そういうことになると、点検の頻度からいって、ちょっと矛盾するんじゃないかという、そういうふうな感じがするんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

武黒所長

4号機は、再循環配管につきましては、現在、今お話のありました5年ですべての点検をするということで、過去5年以内に点検した箇所、当初は10カ所でありましたが、その後の補修によって1カ所溶接部がなくなっておりますので、現在9カ所残っております。この点検が残っております。5年以内の100%という考え方に沿って実施しておりますので、前回の停止中には、今運転している段階で残っている溶接線9カ所については点検

が行われていなくて、その間にひびがあっても、工学的な問題はないという判断の上でございます。こうした状況で運転をさせていただいておまして、特段今のところ、それに伴う問題はないと考えておりますが、次回の停止時には、この9カ所の点検を行うことにいたしております。

そして、現在、2号機はまだ運転再開しておりませんので、全体的なこれらの点検の時期を具体的に計画とする作業をしているところでありますが、全般的な点検の時期が1号、3号、5号は、ほぼ同じような時期に立ち上がってきておりますので、このままでいきますと、また将来も重なってしまうということになりますと、これはあまり作業量の問題も含めて好ましくありませんので、どうやって平準化するかということ、今、検討しております。

その中で4号機との兼ね合いも含めて今、整理をしているところでありますが、一番最初に運転再開させていただいた6号がこの7月に入りますと、法定の期限となりますので定期検査に入る予定にしております。その状況も踏まえまして、4号機につきましては、9月の下旬が確か法定の定期検査の期限となると思いますが、それを少し繰り上げて8月には点検のための停止をしようというふうに考えているところでございます。この辺は全体の定期検査の今後の運転計画を定める中で確定をして、またお知らせしてまいりたいと存じております。

それから、全体的なプラントの配管の点検の頻度の考え方ではありますが、10年で25%をするのは従来の考え方に戻るわけですが、これは点検して、もし何かそこで今回のようなまたひびが見つかるかというような問題があれば、当然そのひびの性状などを鑑みて点検の方法をまた考え直すということが必要だとなるというふうに思っております。

従って、私どもは、既に実施した対策が十分な健全性を持っているというふうに考えておりますが、それでもこの点検のプログラムの中で仮にまた違った知見があらわれれば、当然のことながら点検の仕方についても見直すということが前提であります。

そしてまた、対策を施していない部位も結構ありますので、これらについては未対策箇所だということからすると、未対策箇所については、5年ですべてを見るということで点検をしていくことが、ひびが仮にその5年以内であれば、十分配管としての健全性を維持できるということから、プログラムとして妥当であるというふうに考えておりますので、あくまでもこれは全体としてシステムが健全性を確保できるということを目的として、その対策なりの実施状況に見合っただけプログラムを定めるという考え方でもございまして、これは通常日本のみならず諸外国でもこうした設備の点検、プログラムを策定する際にとられている手法というか、考え方を適用して、私どもとしては健全性の確保が十分できるということを目的にプログラムを考えているものでございます。

新野議長

よろしいでしょうか。

次の質問に移ってよろしいですか。

川口さんから手が挙がっていたんですが、関連ならば。

川口委員

質問より一つの感想というか、正直言って本当に本間さんが言ったように、チェックマンで6割が評価というのが、どういうアンケートをもって、そこがちょっと疑問だという

のが実際感じました。これは本当に、何を誰がチェックするのかというのが、頭の中で原子力発電所を保安院がチェックするんだという、頭で見ればわかるけれども、おそらくわからないというのがみんなの評価だったんじゃないかなと思います。ところが、2枚目に出たパンフレットは、非常にわかりやすいなと私は感じたし、ほとんどの人はそう感じたんじゃないかと思いました。

実際、保安院の1年前の説明というのは、全くわからないものが多かったし、本当に監視というか、チェックしていればいい、我々の仕事だよというのが1年間たって、やっぱりチェックした以上伝えなきゃだめだということをやってくれるということは、私は非常にありがたいなと思っているし、ぜひ、続けて、実際問題、今、今度は全部さらけ出すという形で、情報がいっぱい出てくるので、それをやっぱり整理して、きちっと伝えてくれるということが、やっぱり保安院の一つの仕事でもあるなと思うので、今後の保安院の広報官の仕事に期待していますのでお願いいたします。

新野議長

武本さん、お願いします。

武本委員

保安院の今のチェックマン、世論調査の結果、3分の1が見ていて、6割が肯定的な評価だったという、このことに対して、これを聞いて、余りにもこの議論、それから私の周りの声とかかけ離れているということがありまして、身の回りで起きていることを具体的に報告して、保安院、何も変わっていないじゃないかということをお願いしたいんです。

というのは、この世論調査といいましょうか、このチェックマンの評価についての調査がどの程度やられたか、私は知りません。しかし、過去において何回か東京電力やあるいは電事連だという話を聞いた覚えもあります、ちょっと記憶は定かじゃありませんが、地域の意向調査みたいなことがやられています。そして、そういうものに当たった対象者から、こんなことを聞かれたけれどもという連絡が結構来るんですよ。この地域にいと、年に何回かそういう、類似の調査があったと。それがたいがいひもつき調査で、ひもつきというのは、スポンサーがいて、ある声を誘導するというような感じを受けた被対象者が、こんなことを聞かれたがという、こういう情報があって、そのアンケートを計画した調査会社に照会したりなんかしてみました。こういう経験から言うんです。どれだけのサンプルを、サンプルというのは、皆さんが、3分の1が見ていたという評価をした柏崎刈羽の世帯数というのは大体わかりますから、どういうところに、どういう調査を依頼して、まさか木野さんが調査するわけではないんですから、どこかの調査会社に依頼するわけでしょう。そのサンプルが客観的かどうか。そして、それがどういう調査したのか。例えばここへ調査項目だとか何か、時間の関係でここで議論しませんが、出してくださいよ。こんなのは、私は最初からうそだと思っていますから。そういう意味で、保安院というのは格好つけているだけで、変わっていないなという感じがすごくするんですね。

それは私ももう年とっていますから、若い人で、この漫画を見て、よかったという評価をする人はいるかもしれませんが。しかし、聞いた人の一定のサンプルがあって、聞いた人の6割が肯定的な評価をしたというのは、余りにも我々が受ける感じと違いますので、それが客観的であるということを統計の手法等に基づいて示してもらわなければならないと思います。そういうことで苦言です。

それから、佐藤さんが質問したことに関連して、国の説明、東電の説明にあったことで、もう一回立場をかえて言います。

実は昨日の小委員会の再循環配管の検査精度、検査手法だとか何かのことを斜め読みした中で、検査しても検査ミスがあるかもしれないので、4.4ミリの傷があることを前提にして、5年間の進展評価をして、安全かどうかの評価をするというようなくだりがあったのを記憶しています。これは5年ごとの検査を前提とした議論だと私は思って見ていました。新しい検査精度でも、4.4ミリの傷は見逃すと。それを前提にした進展評価をして、安全を解析するというようなくだりがあったというふうに記憶しているんですが、細かい議論じゃないんですが、それでも東京電力は、40年で調べればいいんだと、こういうような議論をしています。昨日の議論ですから、東電の資料に反映されているのかどうかわかりませんが、昨日の議論の前提は、溶接箇所を5年ですべて見るということが前提のように私は見えていますが、ここらが本当に安全をチェックすることになっているのかどうかということを、国と東京電力に昨日の小委員会の保安院提示の資料を踏まえて再確認したいと思います。

以上2点です。

田中原子力安全広報課長

すみません。チェックマンについては、余りここでそれについて多く議論するという趣旨でご紹介したつもりではなかったんですが、アンケート調査の結果、また実際の資料とかお示しするようにしたいと思います。

実は調査会社を使いまして、やった手法としましては、まず、無作為抽出した電話連絡で、まず見た記憶があるかどうかということ聞きまして、基本的にご覧になったという方には、調査員が直接そこに赴いて、それで、余り質問が多いと答えていただけませんので、極めて絞り込んだ数項目の質問に答えていただいたという形でやっております。それで、一応サンプル数は1,000ということで、大体1,000というのが統計的に見ると、有意な結果になるということで、1,000という数字でやっているわけです。

私ども、別にチェックマンがすごくよかったとかというつもりは全然なくて、むしろ私ども試行錯誤的にいろいろやっているというのと、それから、やりながら、一応効果も聞いて、単にやり放しではなくて、今後の参考になるようなことも一応聞きながらやっているという、むしろそちらを、そういう動きをご理解いただければというふうに思います。

それから、2点目の小委員会の話については、私、詳細必ずしも承知をしておりません。昨日、上がったという、委員会に報告されたということしか、承知していない関係で、若干正確なお答えはできかねますので、また、そこは調べまして、お答えできるようにしたいと思います。

新野議長

ありがとうございます。

武黒所長

先ほど申しましたように、私ども、SCC対策を施した箇所については、40年で全数を見るというのにふさわしい10年で25%とい点検をするというふうに申し上げていますが、これはあくまでもSCC対策をした対象であります。そして、SCC対策が適正であるかどうかという意味での検証としては、これは十分な点検頻度であると思っています。

ちょっとこれはやや乱暴な言い方になりますので、誤解を招くといけないんですが、日本ではA B W Rは再循環配管はありませんが、それ以外のB W Rは再循環配管あります。1つの再循環配管で60から70ぐらいの継ぎ手があります。そうすると、全部で1,000以上の継ぎ手があります。これを40年点検すると、1年当たり25ぐらいの継ぎ手になります。つまり検査の母集団としては十分な数があると思いますから、ここで何かもし今回問題となったようなひびが従来の知見と違う形であれば、当然その状況に応じて点検の方法、頻度というのを見直すということになりますので、こうした全体的な健全性の確認という点では、5年で100%というのはS C C対策がまだ十分とられていないと思われるものに対して必要であり、対策がとられたものについては、今申し上げたような方策で、10年で25%ということによって健全性は確保できるというふうに考えております。ただ、申しわけありません。昨日の議論というのは、私も詳しくは存じておりませんので、補足などが必要な場合には後ほどさせていただきたいと存じます。

新野議長

昨日、今日の話ですので、それは、では後ほど両者の方からご報告いただきたいと思えます。

このアンケートの結果もまたいろいろ調査されるんでしょうが、こういう意見もあるということで、一辺倒に取り上げられないようお願いいたします。

中沢委員

定期事業者検査制度ということについて保安院の方にちょっとお尋ねしたいんですが、私たち、地域の会として、提言にありますように、規制当局と被規制者である事業者のありようが国民の目に見えるように透明性を確保する仕組みにしてくださいという私たちの提言なんですが、この定期事業者検査制度について4ページに保安院の提出された資料にあるんですが、定期安全管理審査の結果について保安院が評定するということなんですけれども、玄海4号、美浜1号、高浜3号、これらが既にこの結果についての評定がされて、これが公開されているんでしょうか。そこら辺が、どのような評定をされて、実際にそのことについて、どういうふうな形で公開されているのかというようなことをお尋ねしたいと思うんです。

それから、東京電力については、これからはどういうふうな形になるのか。そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思うんですが。

木野所長

それでは私から、ちょっと正確じゃないかもしれないので、間違っていたら訂正させていただきますが、定期安全管理審査の結果については、保安院から公表してははずです。ホームページで掲載してははずですので、ちょっと私も確認してみます。

あと、評定の方法は、保安院で確か委員会が何か開いて評価してははずです。

あと、東京電力につきましては、これは前も説明した話ではあるんですけれども、去年の10月に法律が改正されて、この制度が導入されて、その10月以降に定期検査に入ったプラントからこれが対象になります。ご承知のとおり、2年前から順次停止して、東京電力については10月以降に定期検査に新たに入ったものがないんですね。ですから、先ほど柏崎、7月から6号機が定期検査ということなので、一番早いのは6号機から定期安全管理審査の対象になるということで、今後定期検査に入るものは、全部この定期安全管

理審査の対象になるという、そういう順番になります。

中沢委員

ホームページなどで公開しているということなんですが、一般の住民、国民については、なかなかホームページなんかを開いてみないとか、そういうような人もいるわけなんで、もっと簡単に見られるような方法で公開はできないものではないでしょうか。新聞とか、そういうマスコミなんかを通して、そういうのは考えてはいないのでしょうか。

それから、評定の方法というのが、ちょっと私も詳しいことがわからないんですが、定期事業者検査した結果について、どういう評定をするんでしょうか。そこら辺の詳しい内容について、わかったらお聞きしたいと思うんですが。

木野所長

新聞を通じてというか、プレス発表はしているわけです。やっぱり地元のプレスなんかは定期安全管理審査の結果とかということで新聞に載っているわけですね。ただ、やっぱり自分の地元の定期安全管理審査の結果じゃないと、新聞にもなかなか載らないんだと思うんですけども、一応プレス発表はしているわけでございます。内容すべてを新聞に掲載となると、またお金もかかることもあるかと思いますが。

あと、評定の方法ということですけども、具体的にはここで上に書いてあるとおり、独立行政法人が審査するわけですね。その審査した結果を報告書してもらって、その報告書には、要は、いついつどういう検査して、どういう体制を見てという、これも要はマネジメントシステムを見ていく審査なんです。そういったものが、こういう人がこういうことをチェックしてというような書類をJNESから保安院にもらって、保安院が確認して、JNESの評価の仕方が正しいかどうかということの評価するということですね。そういった方法になります。物は例えばお出しすることはできると思うので、長い文章にはなりませんけれども、ちょっとそこも確認してみたいと思いますが。

田中原子力安全広報課長

私ども安管審と呼んでおりますが、これは、まず、JNESがプレス発表をしております。JNESがやったものは、そのJNESのものとしてプレス発表して、それを私どもが受けとって、私どもがやった評定というのをまたプレス発表するというので、そこはまさにある意味で両者は緊張感持ってやっている関係もございまして。ですから、私どもの結果が終わってからJNESがやるということではありませぬので、JNESは自らの責任でそういうのを出しておりますし、私ども、それを受け取って、それで、この評定の結果というのは、ABCというようなランク分けをするというのがございまして。事業者の検査の体制なりがどれぐらいしっかりしているかということも、そこでランクをつけまして、それによっていいランクの評価を受けた場合は、次のまた検査等にそういうのが反映されて、若干そういう項目が減っていくというような形で反映されるということになっております。

それで、ただ、これはほかのプラントの例というよりも、むしろ今後この地域における実際のこういう定期安管審、そして、またそれに対する評定を実際に例としてむしろご説明させていただく機会をまた持たせていただくのが一番よくおわかりになるかと思っておりますので、また、そういう際にこういう場でご説明させていただければと思っております。

新野議長

ありがとうございます。また、そういう場が持てるといいですね。お願いいたします。
阿部委員

関連するようでございます。今、やりとりを保安院の方なんですけど、お聞きしていると、ちょっと歯切れが悪いというか、積極性がないように感じられて、ちょっと失礼なんですけれども。

それで、見させていただくと、最初のページ、多分大事なところは、国、事業者に共通する課題ということで、説明責任の認識不足というふうに分析をされているとか、お考えされていると思うんですよ。その前にルールが不明確ということで、そのことについては、中に細かくいろいろルールを決められていると思うのですが、説明責任についての中に、次のページ以降ですか、ちょっと対策が弱いとか、私は積極性が余り感じられないというふうに感じるわけです。今のやりとりをお聞きしても、何か歯切れが悪いような気がしています。

それで、お願いであったり、意見であったりしますけれども、説明責任という言葉はそのとおりなんでしょうけれども、何を説明するその説明責任なのか。保安院がやっている規制を皆さんにわかるようにする、その説明なのか。今やった検査の結果を皆さんに説明するその説明責任なのか、いろいろあると思うんですけれども、そういう具体的な説明する事柄、もしくはどの程度の責任とか、感覚の問題なんでしょうけれども、責任という言葉をお使いになっているので、ぜひ、この辺を努力していただきたいと思っているし、後日、少し明確にさせていただくと、非常に効果があるし、ありがたいなと思います。

田中原子力安全広報課長

今、説明責任ということで、非常に、若干歯切れが悪いということで、ちょっと厳しいご指摘いただいたんですが、私どもは説明責任に対する対策としては、まさに広報課という体制をとったというのと広報官というのを配置したというのが、私どもの意気込みというふうに受けとめていただければというふうに思って、先ほどご説明したつもりではあったんですけれども。その具体的中身については、まだまだ平凡な印象を確かに受けておられるということかと思えます。それはこれから、ある意味で、内実とか、つくっていくということかというふうに、今のご指摘をいただいて、改めてそのようにきちっと対応していきたいと思っております。ただ、私どもがまず説明責任という話をいたす場合、何を説明するのかという、先ほどのお話にちょっと触れた方がいいと思うのですが、基本的には私どもは原子力のいわゆる安全を説明するという事ではないと思っております。私どもは、原子力の安全を確保する、そのために規制側が何をしているのかと。安全規制として、どういうことが今取り組まれているのかということの説明する。我々の規制活動を説明するというのは、我々の説明責任だというふうに思っています。それをできるだけ分かりやすく、この分かりやすくというときには、多分いろんなお立場の方がおられますから、より詳細に知りたい方、あるいは簡単な言葉で知りたい方、それぞれを念頭に置きながら、それぞれに理解いただけるような形で、これからそういう説明をしていく。また、単なる一方通行ではなくて、そこで双方向のやりとりができるようにしていくということが、私どもの役割だと思っております。

これについては、実はこういうちょっとペーパーにはできないわけなんですけど、私ども保安院の方に新たに職員が配置されますと、必ずそういう双方向のコミュニケーションを

とることが我々の大原則だと。また、必ずしも広報の部署にいる、いないにかかわらず、それぞれの担当者が、自分はいかなることをやっているのかということ問われれば、対外的にやっぱり説明できるような、そういう姿勢で仕事をするようにということをして1時間以上かけて研修ということで、必ずやるようにしております。また、そのためのそういうことを書いた冊子というか、それも赴任時の辞令と同時に本人に必ず渡されて、それを読むようにということで、少なくともそういう姿勢は徹底するという努力をしております。

新野議長

ありがとうございました。

全員のお手元にはないと思うのですが、5日に全戸配布になるものなんですが、この中ほどのページの左下に広報官さんの配置を評価する文面を載せさせていただいたんですけども、大事なのは、その最後の3行なんです。私たちの会とすれば、設置したのは、設置段階の評価はしますが、その後、何をされるんですかというのが最大の関心事で、広報官というのを地元の行政も多分要求していたかと思えます、昨年から。私どもの会でも要望をしてきました。それがということではないんでしょうが、こういうことを受けていち早くやっていただいたということまでは評価するんですが、私たちが要望した段階では、イメージがある程度あるわけですね。保安院さんだけでなく東京電力さんや各関連のどこにでもこういうものがほしいと私どもは思っているわけなんです。広報官の役割は、個々のところから私たちに何か情報を一方的に送るのではなく、この地域がこういうことで活動しているこういうグループがもしあるとすれば、例えば、そこが何を要望しているのか、どういう意見を発するのか、そういうことをフィードバックして、トップに上げていただいて、揉んでいただかなければ、何の意味もないという位置づけです。もし、そういうことでコミュニケーションをとられるお立場であるのなら、足しげくこちらの会にも情報の手を差し伸べていただくなり、お出向きくださってお話をさせていただくことはやぶさかではございませんので、よろしく願いいたします。

渡辺（五）さんが挙げていらっしゃるじゃいましたね。お願いします。

渡辺（五）委員

ちょっと細かい質問みたいなんです。保安院のやはり一番大事なのは、何を理解いただくのもそうですが、同時に先ほどからおっしゃっている安全規制、実効性のある、これは3ページにも書いてありますが、実効性のある原子力安全規制というのが、こう私どもに目に入ってくると、あるいは耳に入ってくると、一番信頼が置ける、信頼をしていくと、こういうことになるかと思うんですけども、いろいろ多分具体的なものはあると思うんですが、その中でも（2）ですね、これは一番事業者として緊張関係にあるとすれば、抜き打ち、これは「的」と書いてありますけれども、ある日突然検査をされるとか、監査をされるということは、やはり日常的な緊張関係がないと難しいと思うんですが、こういうのは具体的、例えば1事業所と言えいいんですか、あるいは1つの発電所あたりに、どんな感じで入る計画、予定はあるんでしょうか。

木野所長

今後の予定ですか。

渡辺（五）委員

どこへ行くというのは、これは抜き打ち的にならないわけですから、そういう質問じゃなく、例えば、もう少なくともこの号機に関しては、1年に3、4回は抜き打ち的に行くんだ。あるいは、もう3年に1回ぐらい行っても、これは、価値はあるのかどうかわかりませんが、そういう意味の、これはいつでも来られるかもしれないというのがあるのは、これは私ら仕事をしていても同じなんです、常に緊張関係があるわけですよ。例えば1カ月後にまた入るといって、これも抜き打ち的なわけですが、そういう意味で全体的な今の原子力発電所に関する皆さんのお考えをお尋ねしたいということなんです。

木野所長

それこそ予定を話すつもりは全くないんですけども、まさに抜き打ちなので、いつでも、どこでもということを考えておりますが、実際に当然、例えば保安検査の中でも、保安検査でいろいろ体制をみたり、文書をチェックしたり、現場へ行ったりするわけです。今まで年に4回ずつ保安検査をやっているわけですけども、電力さん、自主的に社内検査というのをいろいろやっているわけですね。その現場へ行って、今日はこれを見させていただきますと行っていくということも実際やっていますし、例の廃棄物の検査のときも、最後に結局、物品の保管置き場というのがあって、そこでサーベイさせたわけですが、これも朝、通告をして、その日のうちに保管庫を開けさせて検査をさせたとか、そういった事例もありますし、あと、毎日、保安検査官は発電所内をパトロールしているんですけども、今日はこっちへ行こうと行って、例えばタービンに行ったりするわけですね。それも場所をあらかじめ特定しないで、今日は、こっちへ行こうということでパトロールをするというの、ある意味、抜き打ち的な手法でありますし、いろいろ事例は今までもやっております。

そういった感じによろしいですか。

渡辺（五）委員

頻繁にやっているという状況なんですね。

木野所長

そうですね。1年に数回とか、そういったレベルでは全くなくて、かなり頻繁にやっているということだと思います。

高橋委員

今の渡辺（五）さんが質問されたこととほとんど同じようなことなんです、まず、保安院と基盤機構のダブルチェックということですよ。私もチェックマンが配られたとき、何だこんなものかと、先ほどの言葉で言えば、酷評した一人なんです、それは年代とかそういうことを考えれば、我々の年代では漫画という、ちょっとこういう見方をすると、そういう年代なので、しょうがないかもしれませんが、若い人はまた別の感覚があるから。

それで、ダブルチェックをやるんだと、そういうことなんです、例えば、基盤機構が先に入って、後からまた保安院の方が入るとか、そういう順序とか、そういうのも決まっているとかということがあるとは、それから、もう片方が先に入って、その後で片方がまた入る、そういうことであれば、どういう問題点があるから、こうだということ、相互に連絡を取り合うとか、というようなことはあるんでしょうかね。そうすると、ダブルチェックの意味があるような、ないような、そういうことになりますし、それから、保安院と基盤機構の検査というんですか、審査といいますか、その間隔、今の渡辺（五）

さんの質問の中にも抜き打ちということであれば、間隔なんかなしで、ぱっぱっとやる、あるいはうんと間を置いていきなりぱんと、そういうようなこともあるかと思うんですが、そこら辺のことをちょっとお聞きしたいなと思っています。

私、もともとの自分の考えとしては、要するに分離独立ですよ。私自分ではそういう考えを持っているんですが、そこら辺、こういうことがあるから分離独立した方がいいんじゃないかなという、そういう考えを持っているんですが、とにかくダブルチェックのあり方といいますか、どっちが先やる、こっちが先やる、そういうことが決まっているんだかどうか、そういうような点についてお聞きしたいと思います。

木野所長

2 ページ目の資料をごらんいただきたいと思うんですけれども、保安院と原子力安全基盤機構 J N E S は、ある意味一緒に見るところもあるし、役割分担しているところもあります。右の四角の中で、使用前検査の厳格化ということで、国も使用前検査をしますし、J N E S は国の担当以外の検査をやるということで、ここは分担されているわけです。定期検査も同じ分担をされていると。先ほど話題になった定期安全管理審査については、J N E S が審査をして、それを国が評定でやっているというのを、まずご理解いただいて、その順番といいますか、それぞれどこを見るかというのは決まっているものですから、例えば J N E S というのは、プラントが定期検査に入ってから、最初から終わりまでずっと張りついているんなところを見るわけです。国は、定期検査も見ますけれども、日々のパトロールもしますし、それから保安検査といって年に 4 回の検査もするというので、いろいろ分担がされているということでございます。

そのダブルチェックというのは、安全委員会とのダブルチェックのことをお聞きしているのではないと思ったんですけれども、そういったことで、見るところが分担されているものを、逆に例えば品質保証体制というのは、国も見ると、J N E S も見ると、そういった形になっておるんです。

高橋委員

片方が見て、もう片方の方は見ないで、検査しないという場所もあるということなんです。

木野所長

そうです。例えば定期検査というのがあって定期検査でいろいろ見るところですね。弁がちゃんと動くかとか、ちゃんとした例えば E C C S みたいな機能がちゃんと確保されているかとか、いろいろな点検項目があるわけです。J N E S は、ここを見て、国はここを見るというふうに分担されているので、一方が見て、もう一方が見ないということもあるわけです。定期安全管理審査というのは、まさに定期事業者検査で位置づけた部分を見ていくというものもあるし、どっちか一方だけが見るものもあります。

田中原子力安全広報課長

むしろ基本的な頭の整理としては、重複はしないというふうにお考えいただいてよろしいかと思います。ただ、現実には起こっておりますのは、事業者の検査体制の審査というのは、品質保証体制とも絡んでまいります。要するに事業者がやる体制ですから。品質保証体制については保安検査でも見ますので、そこは実際は重複してくる部分はあります。というのは一部には発生してくるということではありますけれども、現実には、そこはむしろ

るそうであっても、それは今後できるだけ整理して、そういう効率の悪い規制という形は避けて、むしろ両者がそれぞれ違う役割を持って、それにより一層の万全の規制体制に両者の関係がなるような形をとるという方が一番望ましいわけですから、同じことをしても仕方ないというふうにそれは考えております。

ダブルチェックというふうに、多分おっしゃって、分離問題と絡めての話は、むしろ安全委員会がダブルチェックという役割を担っているわけでございます。ですから、私ども保安院がJNESと一緒にあって規制行政を担っているわけですが、その規制行政が適正に行われているかどうかということをお安全委員会が、これが私どもの報告を得て、あるいは必要があれば、独自に調査するという形でダブルチェックを果たすという位置づけになっているというのがダブルチェックの関係かと思えます。

高橋委員

私の考えていたのは、データ項目がありますよね。片方が一通り見て、片方がまた一通りみる、これでダブルになるんだと。

木野所長

これはまさに保安院と安全委員会の関係というのがダブルチェック。保安院がやったことを安全委員会は見る。3ページ目の(4)のところで書いてあるものですね。

高橋委員

私の考え違いでしたでしょうか。申しわけないですが。とにかくダブルチェックだからチェックしたことはすべて重複して見るんだと、そういうふうに考えていたものから。ダブルチェックということばかりもう信じ込んでいたもので。ありがとうございました。

新野議長

ダブルチェックはあれですよね、現場を見るのが保安院さんで、書類を作成して上げて、今までは書類だけを見ていたのが、安全委員会さんと保安院さんの関係のそこでお互いチェックしましたということでお済んだわけですね。今度新たにこの4番の下のだと、直接調査権というのが付与されてというふうにありますので、今度は東電さんに直接安全委員会が入ることができるように新たにになったということ、これからどうなるかということですね。この機能がどう発揮されるかということなんだろうと思うんですけども。

はい、浅賀さんどうぞ。

浅賀委員

話の流れが変わるかもしれませんが、保安院の方にお尋ねします。それから東電の方で一つお願いします。

どんな体制をつくられても、全号機が止まったという時点で立ち戻って、不正の原因が解明できたのでしょうか。それが1点。

ごみ問題にしましても、トラブル隠しにしましても、原因がわからなければ、どんな複雑な規制とかルールをつくっても、私どもが安心できないと思います。

それから、今日かなりチェックマンの話が出ましたが、2月に私が発言したのは、そういう意味で言ったんじゃないかと、皆様が、保安院の方が広報の仕方を知らないとおっしゃったから、こういうものが既に出ていますよというふうにお話を申し上げたということをつけ加えます。

東電の方の一つお願いしますが、放射線管理区域内からの物品搬出の対策についてとい

うところは、東電の会社内では、企業内では十分にわかりましたが、関連企業ですとか、協力企業、いわゆる子会社、孫請け会社、随分たくさん入っているように思いますが、そういう会社の方たちが持ち込むような工具ですとか、そういうものに対してのことは同じ体制がとられているのでしょうか。

2点お願いいたします。

田中原子力安全広報課長

まず、最初の不正の原因ということでございますけれども、私ども事故対策、事故の原因調査をやるというときには、ルート構図という、いわゆる根本原因は何かといふふうに迫っていくわけです。直接的にはこの機器がこういうことで故障したと。しかし、ではなぜそういうことが起こったのかと。それは本来であれば、こういうタイミングでそこが取り替えられているべきものが取り替えられていなかったとか、そういうふうに原因をさかのぼっていくわけでございますけれども、そういう意味で東電問題の、では本当の根本原因は何なのかというのは、私どもの経済産業省の中に置かれた、保安院がやったいろんな調査の過程をずっとさかのぼる中でも、若干の指摘等があるわけでございますが、やはり80年代、90年代という当時の状況というのをかなり見まして、それが根本原因なのかどうかというのは難しい面もありますが、非常にいろんな割と大きな改造工事があったりとかということで、もともと運転のいろんな工程が厳しいという状況の中で、そういう検査に対する、できるだけそれを時間をかけないで終わろうと。そこでちゃんと電力の運転計画を変えないで済むように、できるだけしようとする圧力が当時あったのではないかと。圧力というのは、要するに発電しないとだめな電力需給等の問題等もあって、そういう圧力があつたのではないかとということなんですけれども、ただ、それもまたさらにさかのぼりますと、どうしても安全文化とか、要するに、安全がすべてに優先するということがどこまで明確化されていたかということになるのではないかとということで、それが私どもとしてはマネジメント、いわゆる管理体制の問題だということに実は考えたわけです。そういうことから品質保証体制という、これまで割と物を検査するという私どもの規制のやり方から、管理体制、品質保証体制とか、そういうマネジメントの仕方をむしろしっかりチェックするという形の規制にシフトしたというのは、そういう私どもなりの原因分析があつたというふうにご理解いただければと思います。

武黒所長

管理区域の問題の前に、私なりに一言、蛇足かもしれませんが、私どもの不正のことにかかわって思っていることは、先ほど申し上げましたように、現場で起きている困っていることや、あるいは何か予想外のこと、こういったことを組織としてきちんと共有して、改善を確実にしていくということが最も大事だというふうに思います。そういう意味で人の問題、あるいはシステムの問題、設備の問題、いろいろありますけれども、継続的に常に改善をしていくということを行動の中で確実にやっていくと、示していくということが、これからも求められているというふう考えております。

それから、管理区域の問題では、いろんな対策を講じておりますが、ご指摘のように、いろんな立場の会社の方もおられます。これはすべて同じであります。従いまして、これらの方々に十分内容をご理解いただく必要がありますので、今、その説明も精力的にやっておりますが、実際の仕事が多くなる定期検査の時期には、今は仕事が余りありません、

現場の仕事は少なくなっておりますが、今も、それから定期検査の時期も、要所要所に私どもの社員やあるいはガードマンなど配置して、実際の運用に当たってのミスの無いようにしてまいりたいというふうに考えております。

新野議長

あと、渡辺（丈）さんから手が挙がっていますので、渡辺さんにはご発言いただいて、あと、せっかく本店の方から佐竹副本部長さんがいらしていますし、武黒所長さんも近々本店の方に大改革のまたリーダーとしてお二人そろっていらっしゃるわけですので、そちらに何か細かいことでない何かを最後にどなたかご質問いただくとありがたいんですが。

渡辺（丈）委員

1年経過したわけですがけれども、私もメンバーとして、今日のこの説明について、非常に理解できます。東京電力さんの今後の取り組みにつきましても、保安院の信頼回復に向けてという意思表示もすなおに聞けるような気がいたします。それで、東京電力さんの場合は共通しているシステムを使っておりますから、これから問題が起これば、すぐに表面に出ることも明らかですし、今、再発防止ということで懸命にやっている姿もわかりますが、これからは是正措置というものが、レベルを上げることが安心につながるはずなわけですから、この辺に、来年の8月と言わずに、ISO9001をとるのが来年になるかと思っておりますけれども、極力レベルを上げてほしい。余り皆さんが不安を持つ、そういうふうなマニュアルの整備ができていないとか、こういうふうなことで不安を持たれないような形で私はいってほしい、そういうふうに思っております。

いずれにしても、今日の話は、私自身はすなおに受けとめたいと、こういうふうに思います。

以上です。

武黒所長

ISOだけが目的ではございませんで、日々の、先ほど申し上げましたが、日常業務の中での改善を積み上げるという、そのプロセスが最も大事だと思っております。そういう意味では、今年の秋に国際原子力機関のレビューチームを受け入れて、私どもの発電所のいろんな分野を見ていただく、国際的な、ベストプラクティスとよく言われていますが、一番進んでいいやり方を基準にして、私どもに対するレビューもいただくということにしておりますので、そこでまたいろいろなコメントもあると思います。こういったコメントをしっかりと受けとめて、改善を重ねていくというプロセスの延長線上にISO9001、来年取得というふうに考えておりまして、そのプロセスの積み上げということを大事にしたいと思っております。

新野議長

では、内藤さんで終わらせていただいてよろしいでしょうか。

はい、お願いします。

内藤委員

この提言書の提言、十分皆さん、その間に練ってやったと思うんですけれども、だから決して反対とかどうかではありませんで、送られてきたときには読ませてもらって、すばらしい提言だなというふうに理解をして、文句をつけるなんてことは一切しないで、自分としては認めただけですがけれども、保安院に対する提言の1番の方が、国の原子力行政、

安全行政という狭い意味じゃなくて、原子力行政ということになると、保安院だけの問題じゃなくて経済産業省全体の問題だと思うんですね。しかも、地域だけの問題じゃない、国民の理解というのが重要だということになると、これは保安院長が経済産業省のメンバーであることも事実なんだけれども、やっぱり大臣宛の文章にしたっていいのかなと、すべきではないかなというふうに思います。

やはりこの1番の原子力行政を国民が納得するということは、非常に重要なことで、私もこの問題が起きてから、去年なんかでも3、4回、都庁のシンポジウムとか原子力学会の講演とか、そういうところでパネラーなどさせられていまして、気がついたのは、やはり立地地域でこれだけ大変なことを受けとめて、真剣に議論しているのに、今回も含めてですけれども、やっぱり大消費地、東京を中心とした、広くは国民ですけれども、国民の認識というのは非常に弱い。一時、停電するかどうかというときは、大変だ大変だと言ったが、それが終わった後は、原子力なんかは別に要らないのではという、そういう、原子力に反対の方もいるから一概に言えませんが、あんた方、何やっているの、そんな原子力なんか、もしあったら要らない、我々柏崎の人間、邪魔だみたいな、とは言わないけれども、そういうような、新エネルギーをぼんぼんやればいいんじゃないかとかという短絡的な意見を持っている方が相当、有識者の方にやっぱり目立っていたんですよ。だから、本気でやっぱり国民全体でこの原子力発電所の問題を考えてもらう、そこはもっと真剣に国も国民に対する理解対策というのを、理解を求める、そういう行為をしっかりとやってもらいたいなと。安全行政はもちろんですけれども、原子力行政全般についても、国民の理解を得る努力を一層やってもらいたいなというふうに、この機会に、これ、大臣宛のものも1行入れなくても、これは保安院の院長からやってもらうということでもいいんですけれども、これを無理にだめだとかどうかというつもりはありませんが、そういう重要なことは、1番に書いてあることは、これ大事だと思いますから、ぜひ、気合いを入れて、気合いを入れてやらないとだめですよ、これは。気合いを入れてやってもらいたいということを思いますし、それから、東京電力については、これは一部質問なんですけれども、4月、5月に私が欠席したときに出ていればわかりませんが、今回のごく一部の方の思い上がりになるのかどうかということで、こういう問題が出てきたわけなんです、それはそれなりに自分で判断して、この程度のことは言わなくてもいいんだろみたいなことが発端で、つまらないことが大事件までを引き起こしたわけなんですけれども、このことによって、東京電力とすれば信頼回復のための、あるいは再発防止のための対策をばんばんばんばんやっていただいた。これはいいことなんですけれども、そういう普段正常に安全に運転されていけば何もやらないでいいようなコスト、経費、金に換算できないものもあるかと思いますが、一体どのぐらい、積み上げていくとどのぐらいになったのか、何千億かどうかわかりませんが、どのぐらいになったのかなという気がしますし、それから、一方では柏崎刈羽だけでも7基発電所が止まった。あるいは福島も合わせると17基止まったわけですけれども、その間の石油をぼんぼん焚くような火力を立ち上げたり、古い釜を立ち上げたりしたわけですけれども、そのことによって、当然、今、地球温暖化の問題でCO₂の汚染が言われているわけですが、この1年8カ月の原子力を停止して、代替の石油をたいたことによって、どのぐらいのCO₂の発生があったのか、大ざっぱな計算でもいいので、それを聞きたい。

そして、もう一つは、意見なんですけれども、信頼回復に取り組んでいる姿勢は非常に私は評価しますけれども、私が思うには、安全はもちろん問題はないんですけれども、安心にいくまではやっぱり大変だと思うんですね、住民の安心にいくまでは。

では、安心ということはどういうことかという、人それぞれによって取りようは違うと思いますが、私はこういうふうに思っています。少なくともプルサーマルの問題が出る以前の柏崎刈羽地域の住民、私ども推進してきた人と反対してきた方、これはちょっと別ですけれども、ごく一般の方々は、どちらかというと、「ああ、そういわれれば原子力発電所があったんだな」くらいにしか一般の方は思っていなかったと思います。水や空気と同じような認識を地域住民はしていたのかなと。これは発電してから16年とか17年とか、ほとんど大きな事故もなくしてきた、そういう実績を住民は評価していたはずなんです。だから、大事なことなただけども、水や空気があるようなそういう認識を発電所に持っていたと、私は思っています。

だから、信頼回復はそこまでやっぱり、やっていかなければならんのかな。ここに行くのは、やっぱり大変だと思いますが、安心というのは、身近にそういう大事なものがあって、それが余り意識しないでも、そこに育っていたような、そういう状況まで信頼回復に努力してもらいたい。こんなふうに思っていますので、この提言書、非常に立派にできたことは評価しますし、これをぜひとも、国も東京電力もしっかり受けとめてもらって、今後ぜひ生かしてもらいたいと。会長が言うみたいなことを言って恐縮ですが、お願いしたいと思います。

新野議長

では、提言書に多少補足させていただきますと、どなたに宛てるという議論もありました。大臣も候補に出ておりました。かなり強い線が出てはいたんです。結果的には、こういう形の宛先におさめさせていただいたんですけれども、気持ちとすると、なくなつてはおりません。保安院さんに宛ててはいますが、1番でちょっと内容がずれているんじゃないかというのは、確かにそうなんですけれども、気持ちとすると、やはりつながる先であるということで、あえてこれを書かせていただいていますので、それをお酌み取りいただきたいと思います。

東京電力さんは、難しい宿題ですか。

本間委員

すみません。関連で、ちょっと時間が押しているのに申しわけないんですけれども、最後に内藤会長の挨拶みたいな話でまとめられると非常に不本意なんで、一つは、この場で、幾らかかったと聞いてもいいけれども、国の宣伝のような二酸化炭素問題と絡めたような宣伝の発言をさせるような誘導尋問はやめてもらいたいと、私は思います。ですから、答えてもらうかどうかは、内藤さんが、ここではじゃあいいわと言えればそれでいいし、答えてもらってもいいですけれども、それは国の言っている宣伝とさして違わないので。

それから、もう一つは、柏崎市民が水のように原子力発電所を認識していたということ、立場の違いだからあれなんですけれども、言うておかんと、またこのままで終わると、私は不本意なんで、内藤さんは偉い人とばかりおつき合いしているから、そう考えるのかもしれないですけれども、私らは普通の暮らしで、原子力発電所の問題というのは、非常にプルサーマルの前は発言できなかつたんですよね。けども、多くの人が原子力発電所

があって、嫌だとか、不安だとかというのは思っていたと思うんですね。そういう認識がなくて、水のようなものだったのが、こんなになってしまったみたいな発言は、ちょっと、上に立つ者として庶民の心情をもう少し酌み取っていただきたいなと思って、時間遅くてすみませんけれども、しゃべらせてもらいました。

新野議長

確かにいろんなメンバーですので、立場によって感じ方は当然違いますので、両方があるんだろうと思います。先ほどの費用の件とかは、即答は難しいんでしょうから、また...。よろしいですか。

佐竹原子力本部副本部長

私どもの宣伝とかになってはいけないとは存じますけれども、今回、私どもの不祥事露見以降、その他ともさまざまなプラントのトラブル等もございました。結果として、先ほど冒頭、武黒所長からご説明を差し上げましたように、点検と補修だけでも相当の日時を要しました。その間、昨年夏・春ごろの段階で、需給について大分ご心配をおかけして申しわけなかったと思いますけれども、実際に夏のピーク時には需給バランスは保てましたけれども、年間の発電電力量をトータルで見たときには、原子力発電が止まっていることによって、設備、利用率、稼働率で見て26%とか非常に低い水準でございました。そういうことからすると、それでは賄い切れない発電量を他の電源、主として火力、石油等が中心でございまして、そういうもので賄ったということも事実でございまして。

従いまして、具体的な決算発表の席ではございませんので、幾らかかったというのは、細かい数字は申し上げませんが、数千億円の追加コストがかかってございます。これは主として、先ほど申し上げました火力発電で原子力発電が発電できなかった発電電力量を賄ったことによる燃料費の差額でございまして。

それから、もう一つは、従ってCO₂の発生量というのも大分ふえました。一昨年、一昨々年というのでしょうか、のときに私ども会社全体として年間8,000万トンというCO₂でございましたけれども、その4分の1が一昨年ふえて、昨年はその5割増しでございました。そんな状況にはございました。

それから、安全と安心の話につきましては、これは私ども自身、実は今回の不祥事の根本は、基本的に一部の人間がということだけではないと考えています。一部の人間がそういうことを長年にわたって、いわば続けてしまったというのが、いわゆる現象として皆様にご報告させていただいたことですが、そういうことを組織の中でちゃんと見抜けなかった、途中で是正することができなかったというのが、先ほど武黒所長から申しあげました本来の経営の問題、マネジメントの問題だと。そのマネジメントの手法の一つとして品質保証というのがあるわけでございます。あるいは安全文化なり、企業倫理というものもソフトのスキルとしてはあるものでございましてけれども、それらが不徹底であったと。そこが基本的に私どもの大いなる組織上の欠陥であったというふうに経営としては反省をしたということでございます。

ですから、随分時間はかかって申しわけなかったですけれども、先ほど最後にご説明申し上げました組織というの、単に入れ物としての組織を動かすということだけではなくて、その中に盛り込むべき新しい酒となるような、そういう品質保証体制であり、安全文化が本当に根づくようなことであると。しかも、東京電力の社員1人に対して協力企業の

方4人から5人合わせて発電所で仕事をしているわけです。その意味で大いなるコミュニケーション、本当の風通しのよさというのが必要だろうと、必要だろうではなくて、それがなくしては本当の意味で安心した仕事にならない。我々自身が安心して仕事をお願いしたその結果としての仕事の出来映えがちゃんとしたものにならんと。それは地元の皆様、世の中の皆様に対する東京電力としてのお約束というか、誓いというか、原子力発電所として非常に今、ある意味ではレベルの低い状態になっていたかもしれませんが、それを再びレベルの高いものに、品質あるいは安全の面でレベルの高いものにしていくというのが私ども自身の目標でございます。

そのためには、いろんなことを努力はいたしますし、しかし、私たちの努力というのが、やはり皆様になるほどご納得いただけるようなものに、どういうふうになればご納得いただけるようにできるのか。そういうことの幾つものいろんな工夫を積み重ねることで初めて、口幅ったいようでございますけれども、東京電力が柏崎の発電所をオペレーション、メンテナンスをやっているから安心だというお声も頂戴できる日が必ず来るように、そういう目標で努力をさせていただいているというところでございます。

新野議長

ありがとうございました。

9時半になろうとしていますので、意見交換はここで終わらせていただいて、今日、提言させていただきましてけれども、非常に文字数の少ない文面です。内藤委員からのご指摘がありましたとおり、私たち、この少ないところにいろんな立場の者の気持ちを込めたつもりでありますので、ここの一文字をそれぞれよりよい解釈を願ひまして、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう2週間ぐらいすると2号機が動いて、全号機がもとのとおりに動き出すんでしょうけれども、私たちのこの住民のこの地域は多分その前のおりにはすぐになるわけはないわけですね。もとはは戻らないけれども動くんですから、私たちのこの会がどういうふうこれからおつき合ひしていかなばならないかということは、おのずとこの提言の中にあるとおりなんです。動いたからといって、もとはは戻らないということで、それぞれ改革されているわけですので、また、それをお忘れにならず、よりよい前進を図っていただいて、私たちとは、よりよい緊張を持ったおつき合ひをさせていただき、私たちはそれこそ思つたことを素直に発言して、それをそのままいろいろお酌み取りいただいて解釈していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

では、長くなりましたが、これで閉じさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

新野議長

ありがとうございます。

武黒所長さんが、もう1カ月はいらっしやらないんですね。何か大変なときにおつき合ひが始まりまして、これからまた関連で、本店で本当に力を発揮されるんだろうと思ひますが、最後、もしよろしかったら、一言をお願いできますか。

武黒所長

6月25日をもちまして交代することとなりました。皆様には大変いろいろな形で、いろいろなお言葉を頂戴して、私なりにそれぞれに真剣に取り組んできたつもりでございます。

すが、まだまだこれからやらなければならないことが、今日のお話を伺っても多々あると
いうことを改めて肝に銘じているところでございます。

これまで大変皆様方にお世話になったことを心から御礼申し上げますとともに、この会
のために皆様が大変ご尽力なさっていることを改めて敬意を表しさせていただいて、お礼
の言葉にさせていただきたいと思えます。

お世話になりました。ありがとうございました。

それから、申しおくれましたが、まだこれから私も若干立場が変わるだけで、またまだ
いろんな形で皆様とご縁があろうかと思えます。引き続きどうかよろしくお願い申し上げ
ます。

新野議長

これで第13回の地域の会を終わらせていただきます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22 : 00 閉会 ・・・・・・・・・・・・・・・・